

国会のその他の仕事

名前

解答

解答

問1 法律の制定、予算の議決以外の国会の仕事には何があるか。

（ 条約締結の承認、内閣総理大臣の指名、憲法改正の発議
国政調査、弾劾裁判所の設置 ）

問2 衆議院で内閣総理大臣としてAが指名され、参議院で内閣総理大臣としてBが指名された。

両院協議会でも意見が一致しなかった場合、AとBのうちどちらが内閣総理大臣として指名されるか。

（ A ）

問3 国政調査とは何か。

（ 内閣の政治について調査をすること ）

問4 憲法改正の発議を行うには、何を要するか。

（ 各議院の総議員の三分の二以上の賛成 ）

問5 憲法改正の発議が行われると、その後何が行われるか。

（ 国民投票 ）

問6 憲法改正についての国民投票が成立するための要件は何か。

（ 過半数の賛成 ）

問7 過去に日本国憲法が改正されたことはあるか。

（ ない ）

問8 次の一文は、日本国憲法第96条である。(A),(B)に入る語句を答えよ。

第96条 この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、(A)が、これを発議し、(B)に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。

（ (A):国会 (B):国民 ）

問9 国会は、裁判官を辞めさせるかどうかを判断するために何を行うか。

（ 裁判官弾劾裁判所の設置 ）

問10 弾劾裁判所を構成するのは誰か。

（ 両議院の7人ずつの国会議員 ）

問11 過去に弾劾裁判によって辞めさせられた裁判官はいるか。

（ いる ）

問12 次の一文は、日本国憲法第64条である。(A)に入る語句を答えよ。

（ 両議院の議員 ）

第64条 国会は、罷免の訴追を受けた裁判官を裁判するため、(A)で組織する弾劾裁判所を設ける。

